

南海トラフ地震警戒強化勧告

徳島小松島港、撫養港、今切港、富岡港、橘港、由岐港、日和佐港、
牟岐港、浅川港、穴喰港

区分：「(勧告)南海トラフ地震警戒強化」

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時発出

①在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるよう準備すること

- ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認
- ・岸壁管理者の対応の確認

・荷主企業等の対応の確認

・各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認

・南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること

②自主的な避難行動をとること

・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等の理由 がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること

区分：「南海トラフ地震警戒強化勧告」解除

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から一週間経過

区 分	津波警報・注意報等の種類	発表される津波の高さ （巨大地震の場合は 「巨大」や「高い」で 発表される）	津波来襲までの 時間的余裕	港 内 着 岸 船（□:船舶対応、○:乗組員等の人命対応を示す。）			錨泊船、浮標係留船	航行船		
				大型船、中型船（漁船を含む）		小型船		大型船、中型船 （漁船を含む）	小型船 （プレジャーボート、 小型漁船等）	
				危険物積載船	一般船舶 （荷役・作業船含む）	（プレジャーボート、 小型漁船等）				
津波第2体制	大津波警報	巨大	無し	□ 荷役中止 ○ 陸上避難又は船内避難	□荷役中止 ○ 陸上避難又は船内避難	— ○ 陸上避難	機関使用	港外避難	港外避難	
			有り	□荷役中止・港外避難 —	□荷役中止・港外避難 —	□ 陸揚げ固縛又は係留強化 （場合によっては港外避難） ○ 陸上避難	港外避難		港外避難・着岸のうえ 陸上避難・係留強化又は 陸揚げ固縛	
		高い 3m	無し	□荷役中止 ○ 陸上避難又は船内避難	□荷役中止 ○ 陸上避難又は船内避難	— ○ 陸上避難	機関使用	港外避難	港外避難	
			有り	□荷役中止・港外避難 —	□ 荷役中止・港外避難 （場合によっては係留強化） ○ 船内避難	□ 陸揚げ固縛又は係留強化 （場合によっては港外避難） ○ 陸上避難	港外避難		港外避難・着岸のうえ 陸上避難・係留強化又は 陸揚げ固縛	
	津波第1体制	津波注意報 （津波情報の収集、連絡体制の確保、 係留強化等津波対策に留意する。）	（巨大地震発生時は 高さの発表なし） 1m		□荷役中止・係留強化又は港 外避難準備	□荷役中止・係留強化又は港外 避難準備	□ 陸揚げ固縛又は係留強化	港外避難準備	港外避難準備 （場合によっては港外避難、 機関使用）	陸揚げ固縛又は港外避 難又は係留強化
備 考	気象庁から発表された大津波警報又は津波警報から津波注意報に切替った場合、「避難勧告」を解除し、その後の港内の水路の安全が確認されるまでの間は、港長から、「入出港自粛勧告」、「航行制限」、「航泊禁止」が発動される場合がある。			事業者側で予め 対応マニュアルを作成	事業者側で予め 対応マニュアルを作成	平常時から流出防止対策を留意しておくこと 小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、 かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外避難でも可	錨地として使用されている海域のうち津波発生時に流速が速くなる可能性の高い海域を 予め調査しておく			

【津波来襲までの時間的余裕】	
無し	:津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合
有り	:津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合
【□:船舶対応】	
港外避難	:港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。
係留強化	:増しもやいを取り、固縛強化等の流出防止の措置を取る（機関始動等含む）。
陸揚げ固縛	:プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
機関使用	:錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。
【○:乗組員等の人命対応】	
陸上避難	:船舶での安全な港外避難を行う余裕が無い場合、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
船内避難	:船舶の港外避難、乗組員等の陸上避難を行う余裕がない場合、自船の船内に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
小型船	:プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。
中型船	:大型船及び小型船以外の船舶をいう。
大型船	:タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
【南海トラフ地震臨時情報に基づく船舶の対応】	
気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報に基づく船舶の対応については、別表5「南海トラフ地震臨時情報に基づく船舶対応表」のとおりとする。	

※1 「津波第1体制」及び「津波第2体制」を勧告している場合は、これを優先する。両体制解除後は、気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報に基づき「（勧告）南海トラフ地震警戒強化」「（注意喚起）南海トラフ地震注意」に切り替わる

※2 「南海トラフ地震臨時情報に基づく」（勧告）南海トラフ地震警戒強化」「（注意喚起）南海トラフ地震注意」を発表している期間中であっても、気象庁から「大津波警報」「津波警報」「津波注意報」が発表された場合は、「津波第1体制」又は「津波第2体制」に切り換わる